

機密保持契約書（案）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「甲」という）及び*****（以下「乙」という）は、第2条に規定される本件業務に関して甲が保有する機密情報を乙に開示するにあたり、以下のとおり機密保持契約を締結する。

第1条（機密情報）

本契約において機密情報とは、本件業務（第2条において定義される。）に関し甲が乙に対して開示した情報のうち、機密情報として指定したものをいう。但し、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まないものとする。

- (1) 開示の時点で既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示の時点で既に公知となっていた情報
- (3) 開示後乙の故意、過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
- (4) 開示後乙が第三者から正当に入手し機密保持義務を負わない情報
- (5) 乙が開示された情報と無関係に独自に開発した情報

第2条（機密保持義務）

- 1 乙は、機密情報を下記業務（以下「本件業務」という）の範囲内においてのみ使用し、かつ、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、これをいかなる第三者にも開示しない。なお、乙は、甲の承諾により機密情報を開示した第三者については、当該第三者に対し、本件契約と同等の機密保持義務を負担させるものとする。

記

新財務会計システム構築業務

- 2 乙は、機密情報を、当該機密情報を知る必要のある乙の従業員及び役員に限り開示するものとし、同従業員及び役員に対し、本契約における乙の義務と同等の義務を課すものとする。

第3条（公的機関への開示）

第2条の定めにかかわらず、乙が公的機関（例：税務当局又は裁判所）から機密情報の開示を求められた場合、乙は、直ちにその旨を甲に連絡し、甲と協議の上、機密情報を特定しそれに応じる。

第4条（予防措置）

乙は、第2条に定める義務を遵守するため、機密情報を機密に保持するために必要な予防措置を講じなければならない。

第5条（成果の取扱）

- 1 乙は、機密情報に基づく発明、考案、意匠等の成果については、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を行ってはならない。
- 2 乙は、前項の成果について出願を希望する場合には、甲にその旨を通知して協議のうえ、必要な場合には別途契約を締結するものとする。

第6条（機密情報の返還）

本契約がその事由を問わず終了したとき、又は、甲から請求があったとき、乙はすみやかに甲に対し、甲より開示を受けた機密情報を記録した媒体一切（複製・複写・要約を含む）を返却又は廃棄する。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から2年間とする。なお、第2条に定める機密保持義務は本契約終了後といえども引続き存続する。

第8条（準拠法）

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第9条（合意管轄）

本契約より生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審管轄裁判所は、那覇地方裁判所（名護支部）とする。

第10条（協議）

本契約について定めのない事項については、甲乙の協議するところにより定める。本契約中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を所持する。

平成27年**月**日

甲：

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番 1

学校法人 沖縄科学技術大学院大学学園

理事長 ジョナサン・ドーファン

乙：